

AEO（認定通関業者）の認定につきまして

当社は、2023年12月12日付けにて、AEO制度による認定通関業者として神戸税関より認定を受けましたのでご案内いたします。

AEO制度とは、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策が提供される制度のことです。

当社としましては、今後もセキュリティ管理と法令遵守の取組を更に強化し、お客様により一層充実したサービスを提供出来るよう努めて参りますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

[認定通関業者認定書]

認定番号 23800007 Authorization No. 23B00007		税関様式C第9015号 Customs Form C No.9015
ケイヒン港運株式会社 代表取締役社長 徳久 幸治 殿 To KEIHIN HARBOR TRANSPORT CO.,LTD. PRESIDENT KOJI TOKUHISA		令和5年12月12日 Date December 12, 2023
認定通関業者認定書 Certificate of AEO Customs Broker		
ケイヒン港運株式会社を認定通関業者として 認定します。 KEIHIN HARBOR TRANSPORT CO.,LTD. is hereby certified as an Authorized Economic Operator (Customs Broker).		
神戸税関長 升平 弘美		
Director-General of Kobe Customs Masuhira Hiromi		

(規格A4)